



# 川越市立古谷小学校 いじめ防止基本方針



令和7年4月

川越市立古谷小学校

## 目 次

はじめに	1
I 基本方針	2
1 いじめに対する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの防止	
4 早期発見	
5 いじめに対する対応	
6 いじめの解消	
7 重大事態への対処	
8 その他の留意事項	
II 関係機関との連携	11
III 保護者・地域との連携	12

## はじめに

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、その一人ひとりの心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どもも、いじめを受ける側にも、いじめをする側にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、川越市では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、子ども一人ひとりの尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会の実現のため、平成26年11月21日、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「川越市基本方針」という。）を策定した。

そして、平成29年3月16日の国の基本方針の改定並びに平成29年7月の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「埼玉県基本方針」）の改定及び川越市基本方針を踏まえ、ここに、「川越市立古谷小学校いじめ防止基本方針」を改定するものである。

本校として改定にあたっては、川越市から示された2つの改定の視点をもとにした。

- ① 国及び県の改定の趣旨及び改定のポイントを踏まえる。
- ② 平成24年1月に発生した「市内中学生傷害事件」及び平成28年8月に発生した「東松山市内発生少年死亡事件」の検証結果や再発防止の視点を踏まえる。

## I 基本方針

### 1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を経営プランの基本方針とし、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持ち、連携していじめの根絶に努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てる。
- (2) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校をつくる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。
- (4) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにする。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(国の基本方針より)

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている児童の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織(「校内いじめ防止対策委員会」)をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている児童の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

### 3 いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」との雰囲気や学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。

- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

#### 4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等により、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
  - ・年2回の児童対象いじめのアンケート調査(学校生活に関するアンケート調査)
  - ・保護者対象に、年1回11月に「学校生活に関するアンケート(いじめアンケート調査)」実施
  - ・月1回の教育相談日の設定
  - ・学校評価(児童・保護者・教職員・学校評議員)
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通じ、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。

- (6) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

## 5 いじめへの対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに校内いじめ防止対策委員会に報告する。報告を受けた校内いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ・いじめを受けている児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を校内いじめ防止対策委員会へ報告することは必要となる。
- ・校内の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校内いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。
- ・いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに「校内いじめ防止対策委員会」に

報告し、情報を共有する。

- ・校内いじめ防止対策委員会で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている児童及びいじめをしている児童の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている児童から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ・いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。

- ・個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
  - ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) インターネット上のいじめへの対応
- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
  - ・インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
  - ・必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
  - ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
  - ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
  - ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

## 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童生徒の様子

を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

## 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。

- ・児童が自殺を図ろうとした
  - ・身体に重大な傷害を負った
  - ・金品等に重大な被害を被った
  - ・精神性の疾患を発症した
  - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
  - ・その他校長や教育委員会が認めるもの
- ① 児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- ② 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ③ 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査

- ・教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
  - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、どのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
  - 【いじめを受けている児童から聴き取りが可能な場合】
  - ・事実関係の確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ・いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
  - ・いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - 【いじめを受けている児童からの聴き取りが不可能な場合】
  - ・当該児童の入院や死亡など、直接聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
  - ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。
- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
  - ・これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
  - ・アンケートによる調査については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
  - ・教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及

び支援を受ける。

## 8 その他の留意事項

### (1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員の連絡・協力を図る。
- ・「生徒指導委員会」「いじめ防止対策委員会」「特別支援教育委員会」を組織する。構成員は、全教員とする。必要に応じて、学校運営競技委員やPTA役員、民生児童委員、主任児童委員等を含むものとする。
- ・日々のいじめ防止対策は生徒指導委員会等で対応し、重大事案の調査や児童のケアが必要な際は、ケース会議を開く。構成員は、校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・関係主任等とする。必要に応じて、自治会長やスクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。
- ・「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、問題の共通理解をする。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

### (2) 校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。(夏季休業)

### (3) 教職員の連携強化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、教職員の連携を強化する。

### (4) 学校評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

### (5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、個人面談や保護者会などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

## II 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

### (1) 教育委員会、こども家庭課等との連携

- ・教育委員会、こども家庭課こども相談担当等への情報提供、連絡・報告・相談等
- ・教育センター分室（リベラー）との連携
- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアル）
- ・さわやか相談員、スクールカウンセラーとの連携

### (2) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

### (3) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・「川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」における連携

### Ⅲ 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

#### (1) 相談窓口の周知

- ・「相談窓口広報パンフレット」の配布による、相談窓口の周知
- ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための児童及び保護者への周知（相談日の案内等）

#### (2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級及び地域PTA総会、市P連の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携）
- ・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加

#### (3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発

#### (4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ・学校運営協議会やネットワーク連絡会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ・学校基本方針について、ホームページへ掲載し、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。